議員提出第14号議案

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書 上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提 出する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日

提出者

足立区議会議員	古	性	重	則
同	うす	١١	浩	_
同	ぬか	が	和	子
同	渕	上		隆
同	新	井	ひて	お
同	吉	岡		茂
同	市	Ш	おさ	ع :
同	おぐ	6	修	平

足立区議会議長 高 山 のぶゆき 様

(提案理由)

東京都に対し、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求めるため、本案を提出する。

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

内閣府は平成27年11月の月例経済報告において、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」と発表した。しかしながら、改善基調が鮮明な大企業ほど中小企業には回復基調の実感はなく、小規模事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況である。

こうした中、東京都が継続実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置」は、区民の過重な税負担を緩和し、厳しい経営環境にある小規模事業者にとっても、事業の継続や経営の健全化への大きな支えとなっている。

東京都がこれらの軽減措置を廃止すれば、区民や区内小規模事業者の経済的・心理的負担は極めて大きく、景気に与える影響が強く危惧される。

よって、足立区議会は東京都に対し、下記事項について平成28年度以降も継続するよう強く求めるものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減額する 減免措置
- 3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

東京都知事 あて